

# The Women's Studies Association of Japan

## 学会ニュース 日本女性学会

第53号 1993年2月

発行 日本女性学会  
事務局 東京都文京区本駒込5-16-9  
学会センターC21  
財日本学会事務センター  
TEL 03-5814-5801(代)  
郵便振替 東京 8-49189  
銀行口座 住友銀行日本橋支店(普)451169  
価格 一部300円

### 1992年秋季大会 報告

— 1992年11月28日、29日 京都精華大学にて —

### シンポジウム “フェミニズムと表現の自由”

#### ●シンポジウムを終えて

コーディネーター 井上 輝子

「セクシャリテの装置」としてボルノの機能の理論化を図る赤川さん、全国に先駆けて「青少年健全育成条例」改正を断行した大阪府生活文化部長の津村さん、市民の立場に立ったメディア批判の運動を続けてきた鈴木さん。「フェミニズムと表現の自由」の問題にとりくむ三様の立場をそれぞれ代表する、3人の論客を迎えて、白熱した中身の濃いシンポジウムができた。

前半では「性差別的表現に対抗する取組みを、どう考えるか」について、パネラー間で議論。休憩をはさんだ後半では、「表現の自由」の権利をどう再構築するかをテーマに、パネラーに発言していただいた後、会場を含めて全体的討論をおこなった。参加者の関心もきわめて高く、発言を求める人が続出したため、終了時間を30分も延長せねばならないほどであった。

シンポを通して明らかにされたことで、私が特に重要なと想るのは、次の3点である。1つは性差別的な表現に「否」を唱えることは、私たち女性に共通の主張であり、また権利でもあることを確認する必要があること。「PTAのお母さん達」対「フェミニスト」、条例改正への「賛成派」対「反対派」といったレッテルによって、女性が分断されていく状況は危険である。私たちの提起する議題は、何よりもまず、性差別的表現にどう対処するかなのであり、それ以外の論題は、とりあえず2次的問題にすぎないのだということを指摘しておきたい。

シンポで確認された第2点は、古典的「表現の自由」論では現代の状況に対応できないのであり、新たに表現の権利を再定義する必要があることである。元来、公権力に対抗する個人並びにジャーナリズムの権利として定立された「表現の自由」論を、寡占化したマスメディアが支配する現代にそのまま持ち込むことは、メディアにアクセスする力を持たない、多くの社会的弱者の、思想や表現の権利を圧殺する結果となる。女性その他の社会的弱者が、メディアの差別的表現に対抗していく力と権利を獲得することこそ重要なのであり、そうした観点からの「表現の権利」論の再構築が、今求められている。

第3に記憶しておきたい事柄として、「規制」という言葉の使用上の混乱の問題がある。鈴木さんが指摘したように、「規制」という言葉は、しばしば「検閲」と同義に解され、規制=検閲=公権力による支配の連想の中で否定的に受け取られる傾向があるが、それは日本に、「検閲」や「コントロール」とは区別された「社会的調整」という概念が定着していないことに原因がある。メ

ディアの側の「表現の自由」と、差別的表現に対する社会的弱者の側の批判並びに拒否の権利との間、「社会的調整」(Regulation)が必要である。こうした捉え方を前提にした上で、たとえば地方自治体の条例や、雑誌協会の成人指定の是非を具体的に論ずる必要がある。

「フェミニズムと表現の自由」をめぐって、以上のような論点を確認できたことは、このシンポの成果といってよいだろう。ただ残念ながら、時間の制約と問題の多岐にわたる広がりの故に、課題の整理と確認に止まり、今一步議論が煮詰まらなかった面も否定できない。このシンポが議論の出発点になれば、幸いである。

このほか、①何でも子どもに見せることが子どもの権利を守ることになるのか、それとも、性差別的な観念を植えつけるような表現は見せないことが子どもの権利を守ることになるのか(津村さんの問題提起)②私たちはどのような表現を性差別として拒否するのかについて、個別の作品や表現法に則した検討。私は差別されている側に挙証責任はないと思うし、「私はいやだ、不快だとまず発言することが重要であり、理由づけは後からでよい」(会場発言)との意見に賛成だが、それでも、暴力的場面だけが問題なのか、女性の身体がどのように描かれた時に差別なのか、といった問題を、女たち自身の間でも、具体的に論議し合う必要がある。③男たちはなぜボルノを見たがるのか、またボルノを必要とする女もいる(会場発言)と言われるが、それはなぜなのか。性についてのそのような意識や感性は、なぜ、またどのような文化的背景のなかで成立したのか。そうした性感覚を所与のものとして前提すべきなのか、それとも批判的に捉え直す必要があるのか等々、考えたいテーマが数多く出された。こうした課題について、日本女性学会として今後とも、何らかの形で継続的に取り組んでいければよいと思う。

#### ●やはり表現の自由は必要である

赤川 学(東京大学)

#### I. 表現の自由に基づかれたフェミニズム・女性学構築のための基礎理論

①「表現の自由」論は表現の自由絶対主義ではない。「表現の自由」は、諸自由権の中でももっとも尊重されるべき基本的人権であり、言論・表現に対する公権力の介入を否定する。とはいえ他者の人権を侵害する可能性が存在する場合、市民的な討議に依拠する形でのみその自由を制限する用意がある。フェミニズムが提起したようにボルノを性差別的な表現と考えるならば、最終的な

問題は「女性が差別されない権利」と「表現する自由権」のどちらを優先するかを、個々の表現に即して評定する政治領域に帰着する。

②フェミニズムの運動は「表現の自由」という権利に依拠してしか可能ではない。こう書くと当たり前のようにだが、反ポルノ運動ではしばしば「表現の自由は男の表現の自由」という言説が登場する。この認識は歴史的にも時代的にも妥当なものと思うが、この言説があたかも女性の権利と「表現の自由」が対立するかのように語られるならば、自らの運動理念そのものを掘り崩すことになる。フェミニズムは表現の自由に依拠しつつ女性にも「表現の自由」の機会均等を求める方向に進むべきだろう。

## II. 二つの現実的問題状況

①1990年以降の有害コミック規制運動をフェミニズムの側からどう評価するか。この運動は規制の根拠として「性の商品化」「女性の人権侵害（女性差別）」というポルノ批判の視点を採用するが、現実にはポルノ批判の理念はここでは貫徹されない。なぜならこの運動は「（母）親として」／「こどもにみせたくない」という論理から出発し、性表現の法的規制を最優先課題とする（私のこの声明を「女性を分断するレッテル貼り」と教条的な批判をするまえにこの現実を把握してほしい）。したがって反ポルノの理念は「女性差別を助長する表現を、こどもにアクセスさせないために、青少年保護条例によって法的規制する」という矛盾した論理のなかで利用されるに留まるからだ（ちなみに青少年保護条例の「有害図書」概念に「女性差別としてのポルノ」という視点は全くなく、大阪府の包括指定制度の指定基準は性差別的ですらある）。「女性には母親としてしか抗議の声を挙げることができない状況がある」という意見があったが、性差別批判の視座をもたない青少年保護条例に依拠しつつ「表現の自由」を明白に侵害してまで有害コミック規制運動にコミットする必要はあるまい。

②1980年代以降、合州国やカナダで制定されつつあるフェミニズムの視点に基づく「反ポルノ法令（条例）」の問題。この法令はポルノを猥褻性ではなく性差別性によって定義する点で画期的なものだが、この法令が国家や自治体など公権力のものである以上、その適用には十分な注意が必要である。反ポルノ法令は検閲censorshipではなく規制regulation、検閲法ではなく市民法だという言説があるが、表現の自由論が問題にしてきたのはこの「規制」がどのレベルで、いかにして行われるかであって、その意味では反ポルノ法令が限りなく検閲に近い規制でない保証はない。表現の自由と反ポルノ法令の関係は、いかに法案を作り、いかにそれを適用するかに応じて考察されることになろう。鈴木みどり氏がいう「女性がコミュニケートする権利」は、不快な性表現を規制して抹消するのではなく、女性が性を表現する機会をより開いていく志向性をもつものとして理解すべきである。

③個別論点。会場発言で「ポルノをセクハラと同型の問題として考えるべき」という意見があった。私はこれに賛成だが、次の意見には異論がある。第一に「ある表現の有害性を因果関係として立証できなくても有害の可能性があれば規制してよい」とするもの。これは従来「悪しき傾向規制論」と呼ばれたもので往々にして過剰な規制にいきつく。「表現の自由」を獲得する歴史はこの悪しき傾向規制論に打ち勝つ歴史であり、この遺産を

手放すべきではない。第二に「不快に感じる」とと「性差別」を分けて論じることなく「女性が不快を感じる表現はすべて性差別」とするもの。セクハラ批判の意義は、女性に性差別の定義権を優先的に与えることで、これまで差別と考えられなかった行為を問題化することにある。しかしながら不快に感じるかは女性の間にも差異がある。また表現の自由とは表現への平等なアクセスを確保することでもある。ある告発者による差別定義権の専制状況とそれに伴う表現へのアクセス権侵害を防ぐために個々の事例に則して「どこが不快か、何が性差別か」を論じあう社会的・制度的基盤が必要になるだろう。そのためにも表現の自由は必要なのである。

## ●青少年健全育成条例改正の現場から

津村 明子（大阪府生活文化部長）

### § 経過

大阪府が青少年健全育成条例を1992年4月に実施した。1991年5月頃から府民の間から声が聞かれはじめた。府知事の改選の時期でもあり、新知事は新たな施策を打ち出した。子供のマンガで内容のひどいものが回っていることも知られてはいたが、具体的には府議会議員、諸教育関連団体からの強い要請が出はじめた。これに対して、ポルノ・コミック等つまり出版物、ビデオ・ゲーム等に地方行政として何からの対応が必要があると考えた。その内容の調査がはじまり、実際に中身をみると「レイプの仕方」「女とはこんなもの」といった内容ばかりで目をおおいたくなるものばかりであった。大阪府が規制に動きはじめると、次に、規制に反対するメディア関連の諸団体等から抗議が多く来るようになった。大阪府としては、青少年に対して性差別を助長するようなものについては、青少年から遠ざけねばならないというポルノ規制についての立場をとっている。私も大阪府に来る前は、メディアにいたので、表現の自由は守らねばならないことは了解している。しかし従来、性に関する表現の自由の話が出るときに、一度としてそれが女性差別という視点から論議されたことはなく、「わいせつ」などを規制するという考え方のみであった。フェミニズムの運動が今回のポルノ規制に加担したというのは妥当ではない。というのは表現の自由を奪うという議論に女性差別の視点は含まれていなかったのだから。

### § 青少年健全育成条例の改正

表現の自由というとき私は何でも自由であるとは考えていない。特に青少年に対しては充分な判断能力がつくまでは何らかの規制は必要である。成人についてはお互いに大いに議論をしてゆくべきだと考える。従来は自主規制に任されてきたが、現実は自主規制は徹底されていなかったし、自主規制の方法についても適切な方法が議論されたこともなかった。規制を実施する際は個別指定で最も最近の審議会ではポルノコミック3冊、ビデオ5本、写真雑誌20冊が対象になっている。これらはどれも女性性器などの統出で目をおおいたくなるようなものばかり。芸術作品とは程遠いものである。これらを実際担当者で見るのは、多くの職員は見るに耐えない様子であった。規制が困難であるのはポルノ雑誌の自動販売機である。どんな規制でも、有害図書類を一掃することはできないだろう。しかし、子どもたちの手の届くところに氾濫しているという状態が困るのである。

### § 規制することの意味

この度の青少年健全育成条例のみによって青少年の性

差別についての意識が変えられるかというと、そういう期待は全くしていない。子供たちの性差別意識というものは社会の多様な侧面から形成されるものであり、この一つの条例がそのような効果をもつとは考えられない。しかし判断の基準が充分にない青少年がボルノ・コミックに多く接することによる悪影響はあるのであり、これは避けるべきことだと考えている。

#### § 規制による巻き添え効果

フェミニズム理論を体系的に研究してきたわけではないが、私自身の生き方の中にフェミニズムと共通するものはある。行政側の規制を強化する際問われたのは、ボルノ・コミックの中に芸術性のあるものがあった場合、それも巻き添えをくって規制されてしまう、という点で、こうした問題故に反対するという声が最も強かった。規制の対象となったものを全て列挙し、書店組合に加入している書店に全て周知する。しかし最近はコンビニエンス・ストア等でも雑誌を売られておりその数が多い。書店側で成人マークを張って売り場を区別する、という方法もほとんど有効ではなかった。そしてこの条例施行後、指定されたものを子どもに売っている場合は罰金20万円が課せられることになったため、その後急速にボルノ・コミックは区分陳列されるようになった。今のところ罰金が課せられた例はない。規制があると全てがおしまいという理解がなされることもおかしい。大人は書店にならんでいなくとも郵送などの方法で入手するチャネルはいくらでもある。またPTAによるボルノ・コミック反対というとまず母親が浮かぶが、PTAは両親と教師の組織である。フェミニストとこれらの母親の分断は残念なことである。子供へのボルノ・コミックからの影響は具体的には測れないものであり、日本社会全体の性差別構造の分析が必要であろう。

#### ●女性の「コミュニケーションする権利」の確立に向けて 鈴木みどり（F C T市民のテレビの会）

「規制」VS「表現の自由」という巷の論議にはどうもうさん臭いところがある。「規制」という言葉が少なくとも次のような四つの異なる意味を区別せず、時に応じて使い分けられ、あるいは意図的に曖昧にしたまま使われて、人々を混乱させているからだ。しかも一方で「規制を求める母親たち」などという女性を分断するラベリングが行われている。

- a) Censorship：検閲ともいうが、国家権力による規制。
- b) Control：メディアを支配する力による規制。
- c) Regulation：一般に規制と訳すが、社会的調整である。
- d) Self-Regulation：メディアによる自主的・主体的調整。

a) が自由主義の国、日本やアメリカでも起こり得るのは最近の湾岸戦争報道で実証済み。<sup>注(1)</sup>

b) が情報社会の今日でもっとも大きな問題。メディアを支配しているのは誰か、その構造（情報の流れを支配している権力の構造を国内のみならずグローバルな視野で解明する必要）等フェミニズムによる問い合わせし、コミュニケーション理論の再構築が急がれる。この問題をぬきに女性の表現の自由の権利について語るのは難しい。

d) は1960年代初めにWilbur Schrammによって提起された「社会的責任論」（『プレスの自由に関する四つの議論』）に繋がる。この旧くて新しい問題にメディアはどれだけ真剣に取り組んでいるか。Self-Regulation

を「自主規制」という言葉でネガティブにしかとらえず、しかも対症療法的な対応に終始しているメディア側に多くの問題がある。

c) については、この数年のカナダの動きが参考になる。最近のもっとも画期的な出来事は、女性の平等への脅威は表現の自由のある種の制限を許容させる根拠になるとした、1992年2月のカナダ最高裁判決である。<sup>注(2)</sup>

判決では「『わいせつ』はそれが女性の平等に及ぼす損害によって定義されなくてはならない・・女性と男性の真の平等を定義するなら、暴力的で、人間を貶めるある種のmaterialにオーディアンスが接触することから生じる平等への脅威を無視することはできない」と述べている。この判決へのプロセスで、原告の女性団体LEAF側の主張・議論の骨子作成で協力したのが、アメリカのミネアポリス等で「ボルノグラフィに反対する市民権法」の市条例化をめざす運動を展開してきたキャサリン・マッキノンである。<sup>注(3)</sup>

トロントの女性グループCASANDRAの活動によって公共施設での性差別広告・人種差別広告の展示禁止を決めた市条例公布（1989）。それに連動して地下鉄などの交通機関からも同種の広告が消えた。<sup>注(4)</sup>

#### 〈「表現の自由」の権利をどう再構築するか〉

C.マッキノンは「人々の表現手段への平等なアクセス」という修正第一条の前提それ自体が、抑圧され、沈黙を強いられている多くの女性を排除していると厳しく批判して、「女性にとっての緊急課題は・・言論表現へのアクセスを獲得するための積極的な手段を見つけることにある」と述べている。また今日のアメリカでは、生涯を生きるなかで性暴力あるいは性的いやがらせを受けることがない女性は7.8%しかいないという調査結果を示し、私たち女性は一人として集団としての女性に対する抑圧の構図から逃れることはできない、とも述べている。

強調するまでもなく、言論表現の自由は人間が人間として生きるために不可欠な基本的権利である。この人権の普遍性を実質的に女性や他の様々なマイノリティ市民にまでおよぶものとするためには、C.マッキノンの言うように、沈黙させられている多くの女性の発言（アクセス）をどう可能にしていくかを問わなければならない。すなわち、女性のコミュニケーションする権利の確立という積極的な取り組みが必要になる。

「コミュニケーションする権利」は言論表現の自由のみならず差別されない権利、反論する権利、知る権利、知らせる権利などの諸々の今日的権利を包括すると考えられている。しかしながら議論が多く、定義は定まっていない。私たちはこの権利を、フェミニズムからの積極的なアプローチによって、メディア・リテラシーの権利、（性暴力やボルノグラフィ等によって脅かされずに）平和に生きる権利などを含み、コミュニケーションの自由をすべての人間に平等に保障するものとして確立していくなければならない。

#### 〈注〉

(1)鈴木みどり、『テレビ・誰のためのメディアか』、学芸書林、1992。

(2)Ms. May/June 1992.

(3)Catharine A. MacKinnon, Feminism Unmodified: Discourses on Life and Law, Cambridge: Harvard University Press, 1987. (明石書店より1993年春、出版予定)

(4)鈴木みどり、「メディア問題に取り組む草の根の女性たち」、『女性とメディア』、加藤春恵子他編、世界思想社、1992。

## ■個人研究発表報告

### ●明治以後の月経用品の変換に関する一考察

小野 清美

生理用品はこの製品の出現以前は脱脂綿が使われていたが、これは何時ごろから使用されるようになったのかは定かでない。だが実用新案は明治38年、特許は明治48年から登録されていたが、この中で「医療雑具」「子宫・婦人用具」「繩帶」の部にこれらの物は分類されている。そこに「脱脂綿紙」と言う名称で医療用の脱脂綿を圧搾し薄い紙にして経血処理するような物がある。このことからも脱脂綿は生理用品発売前に使われていたことは確かだ。

こうした脱脂綿時代を脱出し現在のような生理用品の競争をするようになるまで、わが国ではたった31年間であった。しかし筆者がこの研究にたずさわり12年目が過ぎようとしているが、表舞台に立ちこの研究が評価されるのには時間がかかった。

確かに日夜テレビのCMに生理用品は明るく流れているが、筆者がこれに深く携わるにつれ生理用品に関連するトイレの問題、ごみの問題などにも研究の目が広がったために、同僚や看護職の者から“奇人・変人”的扱いを受け、一種の“いじめ”にあうことしばしばあったので、研究プロセスをも踏まえて発表した。

看護教育の中で『性』がカリキュラムの中で正式に取り入れられたのは1989年度の新カリになってからであり、それまではやはり性は“はばかる事柄だ”と考える者も大勢いた。

『月経』に関しては医学や看護に関係していると考えられていたが、生理用品は“商品”的研究であり直接臨床看護に役立つ研究ではないということで看護学的視点から外れていると非難され、研究の対象として見られないこともあった。

生理用品は病院というよりは一般人の生活の場で使い、そこで捨てられる。つまり開発からごみになるまでの課題が含まれている。確かに臨床的ではないことは自ら認めなければならなかった。

それでは一般の人の意識はどうかというと、脱脂綿から生理用品に変わって女たちの精神はまったく月経を解放的に捕らえるようになったかというと、筆者はどこかに古い意識を引きずっている。それはこんなことが研究する必要があるのかという批判をよく聞くからである。またそれを典型的に示しているのがトイレにあるあの白い三角コーナーである。月経処置後の使用済みの生理用品を入れるサニタリーボックスにはまるで無関心、その中に捨てられるごみの行方についてはもっと関心がない。

相変わらず公共トイレは不衛生で安全性への保障はない。今でも公共トイレは無防備なケアの行為に伴う女性の性的被害に会いやすい状況がある。

女たちはサニタリーボックスが汚い、このごみはどうなるか、商品の素材の安全性、処置する場などについて本気に叫んだことがあるだろうか。最近トイレのブームにあおられここ数年トイレに関してはそうしたことと言われているがそれ以前は聞いたことがない。

現在では生理用品のことだけ考えるわけにはいかない。つまりベビーのおむつに始まりトレーニングパンツ、生

理用品、おりものシート、尿もれパット、成人用おむつに終わり、女性のライフサイクルの70年間生理用品的なものを女たちは当てる事になる。この長さに女たちは敏感にならなくてはならない。

生理用品という品物を知るために医学や看護学のみでなく日本史、世界史、服装史、看護史、医学史、社会史、性教育、民族学、女性学、文学、経済学、教育学、心理学、環境学、住居学、広告学、性科学、衛生学、清掃方法、家政学などなどの数えきれない程の多くの知識をもたなければ、これについては語れないが、最終的に筆者が生理用品という商品から見たものは世界の平和の重要性、地球資源と人口の問題まで絡んでいる。

確かに、“月経ケア”という女性の個人のプライバートな处置だが、グローバルな視点からみると人類の抱える環境問題とも直面していると気づいた時、はじめてケアのもつ意味の大きさを実感したと同時に自己の能力不足を認識した。

筆者の些細な疑問から手掛けた研究だが、今大きく発展して考えられるようになり初めてこの研究は女性特有なケアだが市民・地球人にとって大切な事柄であり男女のものも社会問題とも直面していることが分かる。

生理用品の歴史は浅いがそこに内在し混在している問題は種々の各学問を組み合わせ解決していくなくてはならないだろう。筆者は長い間多くの人たちから非難をあびながら研究活動をしてきたが、その体験から言えることは単に“生理用品はよくなった”と女性たちは楽観的になることなくグローバルに月経ケアをとらえ、それに纏わる状況を各領域が手を繋ぎその解消に当たっていくべきだろう。

### ●女性と科学——自然科学と社会科学

田中由布子

女性は、世界を科学的に把握したいと思ってきた。地球上で自由に活動するために、外在的に自立した自然科学的世界観と社会科学的世界観を、必要としてきた。女性はしかし、man=人間の科学に常に淘汰されて、外在的に並立した世界観を持ち得ないままにきた。

とはいものの、被害者意識を訴え続けているだけでは、無駄が多い。男性に届かない範囲で、女性の問題を分析・研究しても、女性の言葉は、男性には伝わらない。なぜなのだろうか。それは、男性語は翻訳されないと女性の視点に届かないのと同じ意味で、女性語は翻訳されて、男性の世界観と男性の論理と男性の視点に上乗せして、届ける作業がなされなければ、男性には伝わらないからである。

女性にとって、男性は外国人であるが、逆に男性にとって、女性は外国人であるといえる。日本語を知らない外国人には、日本語の学習法を伝えなければ、日本語をいつまでも覚えられないのと同じ意味で、女性語を外国语として、日本人男性に伝えないと、女性語は伝わらない。「女性学から男性学へ」という転換期を迎えたつある今日の女性学の中で大半の女性が、労働者階級に伝えたかったこと、それをここでは述べることにする。

科学は、人間の「生」を原点とするという意味では、女性学（ひいては男性学）も、既存の自然科学、社会科学も同じである。ただ、「生」のとり違えを、男性は誤解し続けているし、女性はそれを男性に説明しえなかつた。人間の「生」とは、これまで、男性の「生」を意味し続けてきた。man=男性、つまり、人類の半数のため

の経済学であった。

女性は、天文学、気象学、物理学、化学、地質学、海洋学……などはそのまま学び、その上で、新しい発見などへも参加していくが、人間の性差が絡んでくる生物学や医学において、外在的な女性の視点が加えられる。

無機物から有機物が誕生し、生命を作り出し、単性生殖から両性生殖へ、そこからさらに、人類の女性と男性が作り出される。人類の女性・男性は、生物的、医学的存在であるとともに、社会的存在でもあるという、その地点から性差が問題になる。

女性の自然科学は、無機世界において、man=人間のそれと同じでありうるが、性差の問題の絡む生物学や医学において、断層を生じてくる。つまり、生物学の両性生殖や動物行動学の関係するところ、医学の婦人科や看護学の関係するところを、女性の視点で洗い直して、新しい理論を打ち立てていく必要がある。

社会科学については全てが問い合わせられる。

自然科学、社会科学の中に、私個人の研究テーマを位置づけるとすれば、新しい自然科学、新しい社会科学、その中の新しい経済学、つまり、男性経済学への方向性を持つ、女性経済学ということになる。女性経済学からの脱皮をはかりつつ、新しい経済学原理、新しい経済政策、新しい経済史、新しい経済学説史など、男性経済学を創設していく必要がある。

女性経済学とは、男性、ことに多くの労働者階級と少數の資本家階級の世界が、背後から読み透かされていくことなのである。女性の視点で、労資双方の世界を背後から読み返すこと、そこに、女性被支配の原因究明の学としての男性学が、成立していくのである。いいかえると、女性学とは、女性にも、男性にも、男性学となっていく学問なのである。女性にとっては、被支配の原因究明の学としての男性学、男性にとっては、支配の自己分析の学としての男性学である。

女性が、労資中心の社会を変えるということは、彼らの方も、根本的に変わるということを意味していく。女性の学をやることが、労働者階級にとっての女性学でなく、女性に対する支配の自己分析を始めること、それが、労働者階級にとっての女性学となる。

以上の発表に対し、労働者と資本家という二大階級觀から、サラリーマン層をどう位置づけるかということが問題である。マルキストの間で、それをいかに位置づけたらよいのかということが、熱心に問題にされてきた、という発言があった。

タイトルに「自然科学」とあったので、本報告のへやへ飛び込んだという人が二名いた。ひとりは、看護婦養成担当者とのことであった。

女子労働者は、雇用労働者と書き改めるべきではないか、との意見があった。

## ●人間教育とフェミニズム理論

村田 鈴子

### 序 私の立場

まず初めに、性差別、男性優位の社会、家父長制等を分析することによって、生物学的な性差が、なぜ社会のあるいは文化的な優劣関係に置き換えられたかを解明する女性学の課題に対して、私の女性学の立場は教育の平等・雇用の平等の実現をめざすものであり、そのために、フェミニズム理論の考察の必要性が、根底にある重要な要素であることの理由について述べた。

そして、あらゆる人が自分の一生を充実して生きられる教育と、それを生かせる社会的環境が整えられるための真の男女平等教育の実現が、民主的社会即男女平等社会の実現を促すものであることを前提の考え方とし、その理想や目的の実現のため、教育とフェミニズムの関係、すなわち、教育の分野におけるフェミニズム理論のあり方を問題提起とした。

### 1. 女子差別撤廃条約における教育条項

本論では一つの具体例として、1979年国連で採択され、1985年日本も批准した「女子差別撤廃条約」の第10条「教育における差別撤廃」の条項をとりあげた。「締約国は教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる」とあり、8項目があげられている。男女が平等の権利をもつ男女平等教育をめざしているのである。そして批准の際、国連の代表者との間で、(1)進学機会の男女差、(2)家庭科の男女共修、(3)性差別、(4)教科書における男女差別、(5)進路指導の5つの点が討議されている。そして、同一の教育課程という所から、周知のように、家庭科については、新学習指導要領が1989年3月15日文部省告示として出され、テキストが改訂されて、中学校は1993年度から「技術・家庭」の男女別選択が廃止され、高校では、1994年度から男子生徒も家庭科が必修になる。これはすでに一部の学校で施行されているが、すべての高校で実施されても、必ずしも平等教育が達成されるとは考えられない。

### 2. 進学機会の男女差と専攻分野の偏向

本発表ではこの2つの問題を中心に考察した。すなわち、高校進学率は96%で殆んどが進学、今日女子が男子よりも少し高い進学率になっている。しかし、大学進学率は男子70.1%に対して、女子は29.9%であり、短大は反対に男子8.2%、女子91.8%と圧倒的に多い。男女差を実数で資料を用いて示した。つまり、女子の高等教育は今なお短大中心で、数は増えても質が問われねばならないのである。

さらに、専攻分野では、人文科学系が36%で60年代とあまり変化はないが、社会科学は7.4%から20.7%まで伸びている。しかし、理工系の選択は男子に比べて今なお少ない。この原因を私の所属する女子大文学部2・3年の学生149名について質問紙方法で尋ねると、本人が希望しないが約7割、他は高校以下の教育に問題があるからと解答した。

### 3.まとめ

女子の4年制大学への進学を職業との関連において、もっと進める必要がある。それには地方にある別学高校を共学化することも必要で、高校・大学の共学化が自然な方向である。教育方法は家庭で男女を同等に扱い、学校教育では教師が幼児教育の段階から、男性に有利な女性像で教育しないことである。

制度的には機会は均等に与えられている。男女の不平等は因習とゆがめられた教育の結果であるゆえに、教育の機会均等の要求は、男性による知識と職業の独占を排除し、男性と同等の社会的活動を女性に保障するものとして、女性解放にとって重要な意義をもっている。梅棹忠夫氏は『女と文明』の著書の中で、女性パワーは新たな文明社会への担手であってほしいと述べている。

### 4. 発表後の討論・意見

(1)価値意識は家庭教育の段階から変えて行かなければならぬ。そして、男女平等の幼児教育の大切さが指摘された。

(2)共学化の方向は自然であるが、女子高・女子大という別学の長所もあり、必ずしも共学とばかりはいえない。アメリカの女子大の例が出たり、女子高・女子大の出身者から長所が論じられた。

(3)見えないカリキュラム、例えば教科書の性差別からのメッセージにより、自然に差別が作られることを考えるべきであること。

(4)人間ということばの中には、女性を排除して男性のみを指す場合が多くあるので、注意して使用することと指摘された。

女性学は男女の両方を見つめ、男女に問われるべきものであり、最終的には女性学は人間学に吸収されたらよいと考えている私には考えさせられた。フェミニズム、男女平等は永遠の課題であることを改めて理解した。

### ●社会運動と女性の課題（抱摶と排除＝同化と脱落）

溝口 明代

日本の第二次女性解放運動の出発を1968～9年に置くとする。この出発点に視点を固定すると、今何が見えるか。最初の侵略差別と聞うアジア婦人会議の「異議申し立て」は他者に「委託すること」「同化と平等政策は差別の拡大再生産になる」「根源までの体制変革」、「全差別・侵略の無い社会」の要求であり、今までの「婦人運動がなぜ体制内運動になったのか、問い合わせ返す」ことで新しい運動を切り開いた。20年の経過でこの当初の「反体制運動」の質はどの様に展開したのか、私たちは解放されたのか、誰が解放されたのかを問うて見る。

新しい運動の多くは、他組織による主導型の既存の団体を否定し、自主的で、直接参加民主主義方式の問題中心型小サークル制をとった。その集団間のあり方メンバー間の関係の推移の中に運動の推移が見てとれる。それはプラスだったか。結論を先にすれば、その運動の背後には、今仮に「母性原理型父権システム」と名付ける日本の父権システム（表層のイズムとは別に、多様なコンテキストが相容的で、原則を問わぬまま並存し、中心は空で、時々の色に変わり、全てを抱含しつつ、部分の忠誠度によって序列化し、「場」のエネルギー作用によって、変身し権力を永続する。そのモメントは、現世利益であり、中心と周縁は共鳴関係にある）による権力作用があり、運動の内部、外部、女性個人の中にもこの原理は貫徹されている。それが分断と差別を強化している。

戦後女性解放運動は、GHQの指導、上からの同化政策として始まった。それは、父権システムの意志であり、その補強のためであった。また、女性内部においても、それに対する自己批判を欠いて出発した。60年代、下からの女性運動が、政党政治=男性の運動体に抱摶（同化）される要因となり、（党への結集）女達の集団の内部において、抱摶・排除（脱落）分断を生んだ。

70年代、女性運動の自発的、小集団運動化はそれへの批判であり、「婦人会議」の方針（前述）は、学生運動（サークル型政治運動）をえて「女性革命」の要求となる。（思想と行動の一貫・自己批判、自己改革、実践的思想集団）リブ運動としてあった。しかし、日本の家父長制度は破壊され得ず、外部からは、「蔑視と嘲笑」によって周縁集団に、女性運動の内部からは、「私はリブでない」という排除規定により、リブの内部においては、

論理と実践の中にある父権システム（人間まるごとの抱摶と排除など）の末精算により、結集の鈍化をまねいた。

72年以後、市民運動型サークルによる社会形成運動として転向する。体制システム温存の中で、75年国際婦人年が来た。外圧によって体制の「女性解放運動」の抱摶が起こり、体制集団の発生となり、体制は変色した。「女性解放運動」は、体制側の象徴記号となり、体制システムの補強のためのものとなった。女性側も、コンテキストの相違を明確化しないまま、「個別現象の変化」の下に現世利益的に同化した。体制側のグランド形成（全国女性団体の総抱摶一女は一つ）に結集し、体制内地位獲得を目指した。同化拒否のリブグループは排除（脱落）され（参加を要請されない）、リブはスケープゴートの地位にとめ置かれ、女性運動中の反権力性は牙を抜かれ、運動は男女分業論に矮小化された。

80年代、体制は新行政対策が急務となり、上からの、女性集団（小サークル市民運動型集団）の形成、女性集団の再編成をした。「女性運動」を利用した体制組織側への女の抱摶、同化が進行した。体制の自己補強は、上からの社会教育活動となり、啓蒙役割の文化人・知識人・テクノクラートが呼び出された。イズムを掲げつつ、エキスパートは運動から足を洗って、制度中に立ち返り、大衆の生の体験（現場の革新）から遊離していく。

「女の時代」のバブル現象は、女性身体から運動を分離し、「女」は消費記号となり、生産性原理下に抱摶された。運動は利権・私利に中心を移し、イズムは力を失い、共同態中の多数の同位集団の一つとして、再編され無意識化の構造転向をとげた。結果「自己変革」の契機を失し、「個人の生きざま」の中の抑圧には目を閉ざされた。「弱者と女の階層化」を黙認し、同調の強化・競争・脱落が生まれ、「女性解放」拒絶グループ層を拡大させた。

90年代体制側の「女性管理体制の整備」は完了し、体制側からの女性の新指導が開始され、運動のベクトルは上から下へと向きを変え、女性は「同化=男なり」を是として自主的に体制に参画し、体制の安定化=再支配=「男女平等社会」の形成の完了が目されつつある。「個人的な事は、政治的である」という初期のテーマは、ますます明確化し「現社会常識」に基づいた個人レベルでの権力作用をあびる中で運動の解体が急速化している。

女性解放運動に対する今後への提言として、  
現場への立ちもどり 動的状況の把握。体験的データの収録・新分析。矛盾の発見 公的家父長制システムの打開（分析）の研究。専門家よりも、問題を抱えた人の方が優先権を持つことの徹底。アイデンティティーの自己管理。新フレームのサークル結成。  
を研究課題としてあげておく。

### ■ワークショップ報告

#### ①フェミニズムと表現の自由

諸橋 泰樹

前日のシンポジウムを受けて深めたい、ということで大阪のまんが専門店わんだ～らんどの南端利明さんを招き、コミック本の現状と規制についての意見をまずうかがった。

“呼び水”として南端さんは、一連の「有害」コミック規制の中でとらえられているコミック・イコール青少年向け、という世間のステレオタイプを批判、今やあらゆる分野・対象のコミックが多様にある中でコミック専

門店でも扱い量の5%は超えない一部の成年向けコミック単行本が、針小棒大にとりあげられているマスコミ報道や世論の論調のさまを指摘した。80年代より変化したコミックにおける絵柄の変化、すなわち性描写を中心とする成人向けコミックのヒロインの幼な顔化が青少年向きととらえられた向きがあるが、規制問題の「引き金」となった田辺市の運動が生じたころは、そういったコミックも飽きられ点数が減ってゆく矢先であったという。その上で南端さんは、コミックを制作・販売する側もフェミニズムが批判する性表現における暴力性や差別性の論議を受け止め、新しい性表現のありようを考えていくべき時期に来ているとしながらも、青少年保護条例などによる規制強化はあらゆる表現手段に対する網となり得る危険性をもっており、公的規制とフェミニズムによる批判・抗議とは分けて考えるべきだとの考えを示した。

参加者から出された主な意見ややりとりにはおよそ次のようなものがあった。

まず、性差別的暴力的な表現に対する批判と性表現とは異なる点は、多くの参加者が指摘した。その意味では、性表現の過激さよりも、オーソライズされた広告や教科書や子供番組などごく普通に流通され多くの人が接触する公共的・大量な表現物、また「芸術作品」と呼ばれるものなどにおける性差別的内容や影響力の問題をこそとらえるべき、という意見が多くみられた。また、その際の「基準」は、「私が」不快であるという点につくるだろう、そのような意思表示を隠すことなく行ってゆくべき、という意見も多くの参加者に共有された。しかし何を差別的表現というかのレギュレーションや、「女性全体が不快」というコンセンサスまでは得られないないように思われるとの発言も何人かからなされた。

それにかかわっては、現在はコミックも含めあらゆる表現・性表現が男性による女性支配社会の産物であり、それが商品価値をもって流通させられている点をこそ確認するのがまず重要で、性をめぐるコンシャスネス・レイシングが必要であり、社会的弱者としての女性が自らの体を取り戻すことによってしか新しい表現は出てこない、という意見が出された。その際、どのようにクリエイティブなものであっても差別につながるものを見表現者側（作者、媒体社、流通・販売者）にどうつきつけてゆくのか、表現者の禁欲や自覚や人権意識に待つか、公共的な場に対しては一定程度の歯止めを設けるべきなのか、それともあらゆる表現についてはそれがたとえ性差別可能性を匂っていても言論の自由市場すなわち差別的表現に対する批判・抗議を保障する意味からも認められるべきなのか、古典的な（男性のための）「表現の自由」論のありようやストラテジーをめぐっては、意見がわかれるところとなった。

具体的な規制・調整策である条例に関しては、大阪府の条例をメルクマールとする各自治体の青少年保護条例における「有害」図書類等の指定は、国家規制とは異なり、市民の声を何らかに反映しフェミニズムの視座が含まれている点で重要であり、しかも表現の流通を全面的に禁止しているわけではないという意見が出された。そして、議題設定され、認識枠組の中でリアリティーを構成する性差別表現は知らず知らず女性に対する蔑視の認識・社会意識を生んでおり、ことはコミックだけでなくそれ以上に影響力をもつテレビやビデオやゲームソフト、広告などあらゆるところに性差別表現が横溢していること、その構造を女性学はとらえようとしていると提起さ

れた。しかし、性差別社会・文化を培養する表現物の流通や購買という問題は共有されつつも、条例に関しては、議論のきっかけを作ったという点で一定の評価をする層と、条例そのものが「フェミニズムという表現の自由」を奪いかねず、条例によって失われたのは性差別表現よりも性表現そのものでありフェミニズムの視座を提供し得るような作品可能性を摘んでしまっている、フェミニズムと条例とは相いれない、との危機感を表明する層とで議論は平行線をたどった。

規制の問題が主となつたが、会場には女性の表現の可能性、差別表現の突っ込んだ問題、そして性そのものの問題などについて興味をもつ人もおり、そういった根源的な話まではほとんど至れなかった。シンポのパネリスト不在や私見ではいささか問題の多い条例の具体的資料の配布をしなかったことなど企画・司会の不備は否めないが、今後も学会の場で継続的に考えて行きたいと思う。

## ②女の働き方を探る-2 外国人労働力と女性労働力

村上貴美子

西ヨーロッパに東から難民の流入が続き、各国で、外国人排斥、難民収容所の襲撃、デモや集会などがくり広げられ、ドイツでは憲法改正までに追いつめられ、なんとかこの難民の流入を止めるべき動きになっている。又、フランスやヨーロッパ各国でもこの動きは同様である中、最たる福祉国家と言われる、スウェーデンでも「人種差別と外国人排斥問題が、今や警察の最も重要な仕事」とスウェーデンの警視総監に言わせるまでになった。

この様な国際的な動きの中、我が国でも外国人労働者を入れるべきか排除すべきかという事が近年さかんに論議されているが、水は低きに流れるが如く、経済難民が流入してくるのは“致しかたない”論から、技術を持った労働者のみ研修名目として受け入れるのなら良いとか、就労年数を限定すれば等々言われながらも、日々外国人労働者は増えづけ、大都市みならず、日本中ありとあらゆる街でその姿を見かけるようになって来ている。

日本の様に大多数が、結婚や葬式の時に、何宗か、何教と、いくらか問題になることがあっても、まあまあ、それでなんとか治まっている国民と確固たる宗教を柱にして生活している人々では、考え方や生活様式が違ってくることは、日本人には理解しないし、相容れないものである。外国人労働者の住む地域や一画は、ゲットー化し、更に一掃、そのゲットー化は進んでいく、これによって、なおさら、地域住民との不和も広がっていくことになる。これらは、一旦、何かの原因で暴力に訴える行動などが発生した場合、大きな暴動にも繋がっていく、例えば、先程のロサンゼルスの暴動での韓国人街の襲撃などもその例と言えよう。又、ヨーロッパの難民収容所襲撃問題などは、収容所で生活している難民達へ自分達の生活が十分でない状況下の矢先、将来への不安等の不満をぶつけたり、弱い者いじめといえる行動を取ったりすることにより、自分達のいたたまれない状況を解消しようと不満の捌け口にしている。この様に、労働力を他国から求める国、経済的に優位に立っている国へは、自ずから、外国人労働者、経済難民が流入し、いろいろな社会問題が増加していくことはしかたないのだろうか。

幸いのこと、日本では、まだこの様な大きな問題は起きてはいないが、経済難民を正式に受け入れるや否や等、はっきりとした政策を早急に取らない限り、近い内にあちらこちらで、いろいろな問題が発生することはだれの

眼にも明らかである。

今回のワークショップで、「外国人労働力と女性労働力」というテーマで、外国人看護婦を導入したいという例などをもとに話し合いが行なわれたが、好景気の最中では人手不足がずい分話題にのぼり、特に人手不足の職種、業種——いわゆる、3Kと呼ばれる職種や、旧態依然としている業種に多く、不法就労者の摘発件数と、この人手不足が言われる職種が結び付いていることに気が付く。日本人が働きたくないから外国人をやとったという事なのだろうが、なぜ日本人が就労をいやがるのか。労働条件も改善されないまま、不足人員を外国人でまかなければ良いとする考え方が、これらの職種をさらに日本人労働者から遠ざけていることを経営者達は気が付いているのだろうか。人手不足を安易に、安価な外国人労働力で間に合わせるという考え方は、将来への見通しを持たずに、今、この時点さえ乗り切れば良いという短絡的な経営方法では、これらの業種には、明るい未来はないとも言えるだろう。

看護婦不足が、長いこと言われている中、中国で、現在すでに看護婦として働いている人達を、日本に呼び寄せ、準看護学校に通わせながら民間病院で働いてもらうというこころみが取られるという報道があったのも前述同様な考え方から発生している。千葉県立衛生短大の小野先生の説明によると、毎年看護婦の資格を取り就職する看護婦の数は、全国的にみても十分な数であるのに就労1年目にして半数以上が仕事をやめてしまう。この状況を打破さえすれば、日本における看護婦不足は解消するという明確なお話であった。つまり、なぜ、仕事が続かないといえば労働条件があまりにも劣悪であるからであり、まったくの悪循環としか言えない状態で、夜勤をせめて、月8回に減らそうとか、全般的な労働条件の改善とか、国家的な掛声も聞えるのだが、なかなか実現のはこびにいたっていないのが現状である。“白衣の天使”的の名のもとに今まで、あまりにも犠牲を強いられてきた看護婦さん達にもっと強力にバックアップすることにより、就労1年以内に半数がやめてしまうという事のない職業にしていかなければならない。小野先生の言われる様に「皆、好きで看護婦になったのにそれを続けていけないのは本当に不幸である」。欧米では、すでに看護婦の仕事は大部分が外国人でまかねられる様になっている。そして、自国民が、この仕事から遠ざかることになり、ここでも又、悪循環が起きているのである。旧西ドイツでは、外国人労働者が増え過ぎた70年代に、労働者は十分足りているのだから、「女性よ家庭に帰れ」のスローガンまで出るしまつであった。今ここで日本の社会の取るべき道は、安易に外国人労働者を導入するという考え方よりも、女性労働力の活用にもっと目を向けるべきではなかろうか。それによって労働条件を大巾に改善させ、女性にとって働き易い社会を作る。女性の働き易い社会は当然、男性にとっても好ましいものである。

ベテラン女性の45才の賃金と新米25才男性の賃金が同じという（商社）社会は、だれが考えてもおかしいはずであり、同価値労働をしているパート労働者の賃金と正規労働者の時間賃金のあまりの格差、配偶者控除問題とか、再雇用制度の確立や、保育所問題、老父母看護休暇制度等々、たとえ、女性のために良い制度がどんなに成立しても、夫の男性の参加なしで家庭や、社会生活も営むことは、不可能なのだから、眞の男女共生の時代を作つて行くために、男性女性相方の意識変換が早急に持たな

ければならない。

### ③学会誌創刊号合評会：第2号の発刊に向けて

西山千恵子

☆このワーク・ショップは、92年春に創刊された学会誌第1号の合評会を行い、それを第2号の発行に向けて建設的につないでいくことを意図して企画された。出席者は、創刊号・第2号の編集委員を含む8～9人であり、比較的少数だったので、創刊号及び創刊号編集過程についての意見、感想、疑問と、2号に向けての提案や期待とが、くつろいだ雰囲気のなかで様々に出された。フリー・トーキングの形で進められ、トピックがあちこちに流れ、また全員で共通の認識を確認することも少なかったため、ここに内容を体系立てきちんと要約するのは難しい。そこで、出席者の発言を網羅できないがその主なものを以下に整理することで、このワーク・ショップの報告に代えたい。

《創刊号の内容と構成に関して》・学会誌としては論文のウエイトが少ない（この感想は出席者の間で比較的共通にもたれた）、・「日本女性学会設立のころ」の部分は学会誌としては例えばポイントを落とすなどもっと控えめにした方がよい、・その部分が多くなったのは学会10周年という状況と、原稿の集まり方の事情が反映したため、・設立の経緯について事実（NWE Cでの国際女性学会の時に、松原、富士谷、渥美が対等に相談・提案した）と違う部分がある。しかしその経緯の状況についてはこれが本当の事実という共通の了解はないのでは、等。

《創刊号の反省を含めた今後の学会誌編集のあり方に關して》・編集規定、執筆要綱を明文化していきたい、・『女性学年報』の編集方式などを参考にしたらどうか?、・レフェリー、コメンテーターの在り方をさらに検討しよう、・編集委員やコメンテーターは女性学の性格を考慮して学際的な領域と個別の領域をカバーできるようにしたい、・コメントの基準も考えよう、・レイアウトや執筆者への注文などを含め、最終的な編集権、編集責任は、出版社ではなくて、学会の編集委員にある、・原稿締め切り他、いろいろな局面で期日を歰守することが編集作業の中で重要、等。

《今後に向けてのさらに具体的な案として》・学会誌の性質上、左あき、横書きがよい、・英語サマリーの量をもっと多くして、各論文のすぐ後にのせるのはどうか?、・写真をたくさん入れ視覚的にする、・執筆規約のバラエティを多く考える（100枚くらいで、1号読みきりの長い連載など）、・2年に1回のペースを3、4号から毎年発行できるようにしていきたい、・論文生産量などの問題で、実現可能だろうか？でも今のペースでは投稿の意欲のある人が他の年報に応募してしまう、等。

《学会誌の頒布の方法に関する》・書店に並ぶ売り方、並ばない売り方、そのメリットや本を安く売る方法を考えよう、・会員が売つて歩く手間を省きたい、より多くの人に読んでもらいたい、市場の評価に頼らないなどの各々を実現するためにどうすればいいのか？、等。

《女性学研究、論文のあり方に關して》・女性学独自の視点と、男性からも評価されるような面との両刀使いの方針はどうか?、・欧米のフェミニストの焼き直しのような論文が高く評価される傾向の中で、本当にオリジナルな研究の評価をどうするかということをもっと考えたい、・女性学の学際的研究の審査の場合の方法として、

他領域、他所属の人にコメントーターを委嘱するやり方がある、しかし、女性学自体が既存の「領域、分野」の発想を否定している、各学問分野のパターンからこぼれた女性学（それこそ創造的な仕事になり得る）をどうすくいあげるかが問題なのでは？等。

最後に個人的な感想を述べたい。合評会というタイトルにしては、創刊号の論文等の内容に関する批評、意見は少なかった、しかし、「編集方針や作業を考えるために、あらゆる角度から多くの人の意見が聞きたい」と思って参加していた私にとっては、1号での経験をも踏まえて、学会誌編集や女性学のあり方をめぐって豊富な議論が出されたこの集まりはとても有意義だった。ワーク・ショップ呼びかけ人の、また2号編集委員の一人として、この場を借りて出席された方々にお礼を申し上げ、ご意見を今後の編集作業の中に生かしていきたいと思う。

## 懇談会報告

### 戒能 民江

学会2日目の11月29日（日）12時より、昼食と共にしながら、学会についての報告と懇談を行った。出席は約40名。円卓を囲んでのface to faceの雰囲気が好評を博したようである。司会は、漆田和代幹事。

まず、井上輝子代表幹事から第7期幹事会を代表して挨拶があり、委嘱幹事5名および幹事の役割分担が紹介された。井上代表幹事からは、①幹事会の運営については原則として前期幹事会の運営方法を継承し、今後議論の余地はあるものの、学会事務センターへの委託方式を継続すること、②幹事会に関西（國信潤子さん）、関東

（小林富久子さん）各1名の常任幹事を置き、緊急の場合など代表幹事は常任幹事と合議を行うことが報告され、いずれも拍手で承認された。

続いて、学会誌第2号編集委員7名が紹介され、早速編集委員会からのアピールが行われた。学会誌第2号は、1993年8月末締切で1994年春刊行予定。コメント一欄制続行などの編集方針を含む原稿募集要項については、編集委員会から各会員宛てに送付されるが、広い視野に立った内容で、女性学研究の質を高める方向で編集していきたいとの抱負が語られた。

今回の懇談会の中心テーマは、学会誌無料化の可能性と問題点についてであった。短時間ながら、多くの会員から積極的に発言があり、問題点も明確となって有意義な懇談であったと思われる。

井上代表幹事から、92年7月の幹事会の議論内容を紹介する形で、創刊号有料決定の経過がまず説明された。

会員に対する学会費の還元が他にないこと、執筆者に原稿料を支払うどころか何冊も引き受けてもらうなど負担をかけていることなどから、会員には無料配布すべきだという意見がある一方、現在の学会会計では無料化は困難との指摘があり、すでに販売を開始しているのでこの段階で無料化は不公平、第6期幹事会の有料決定を覆しては朝令暮改になる、販売努力をすべきなどの意見が幹事会で対立し、最終的には多数決により、創刊号については有料、2号以降については無料化の方向で検討することとなったものである。

懇談会での議論も白熱したものとなつたが、学会費との関係でも意見がかわされた。①編集委員会の労力が大変であり、学会費の額からいっても有料でいい、②学会費を値上げして無料化したらどうか、③若手研究者も入

会しやすいように学会費は据え置くべきであり、委員や幹事の負担軽減のための援助策を検討すべき、④学会誌は学会の共有財産であるから積立金を行ったのであり、当然会員に還元すべきである。無料配布するほうが会員の販売努力と販売ルートは広がるのではないか、⑤幹事会決定は尊重すべきであり、会員数が少ないので事務簡素化の方向で選択すべきである。団体会員や購読会員の獲得など基礎部数の拡大を幹事会は検討したらどうか、⑥内容的に出したいものを自由に出すためには会費を値上げして、有料化も継続したらどうか、⑦創刊号の方針を2号でも踏襲して、もし不都合があったら再検討したらどうか、など。最後に、井上代表幹事から、今回の議論を参考に幹事会で検討の上、次期総会で具体的に提案したいとの発言がなされ、今期および前期学会誌会計担当幹事から学会誌特別会計についての説明を受けた（詳細は別表をご覧ください）。多くの会員が学会誌創刊号を預かり、販売に努力していくことも席上、確認された。

次に、学術会議の報告を加藤春恵子さんが行った。女性会員は210名中4名で「史上最高」であるが、定年の関係で一挙に0になる可能性がある。「女性の地位委員会」には女性会員は一人もいないというおかしな状況である。女性会員はオブザーバーとして参加しているが、大学教育の中に女性学をかならず位置付けよという勧告を学術会議から出すように働きかけているとのことである。また、国際化の中で、女性の視点が欠落したまま自然科学系へと予算が集中している現状などが話され、日本の学問状況全体を見渡した上で、女性学を考えいく必要があるのではないかという問題提起がなされた。学術会議に対する意見・要望も出してほしいとのこと。

最後のパートは学会活動に対する意見交換で、学会当日の分科会だけで毎回「読み切り」となるのでは不十分、継続的な研究会が必要、研究会を継続するためには活動費や交通費の保証を検討してほしい、空白地域に学会支部を設立する方向で努力すべきなど、建設的な意見が出された。

今回は、総会に準ずる懇談会とはいえ、発言者の顔をたしかめながら、熱心に話し合うことができたのではないかだろうか。このような、ざっくばらんな意見交流の場を、今後も持ちたいものである。

## 新刊紹介

### 『資料 日本ウーマン・リブ史 I』の刊行

秋山 洋子

日本女性学会の秋季大会が終った夜、おなじ京都でもうひとつの会が開かれた。松香堂から発行された『資料日本ウーマン・リブ史』第I巻の発行を祝い、編集と発行にあたった人たちの労をねぎらう集まりだった。

「ウーマン・リブ」と呼ばれる女たちの運動が日本で起きたのが1970年、その年に生まれた子はもう大学を卒業する年になった。そして、その運動の中で知り合い、それぞれのリブを生きてきた3人の女たち——溝口明代さん、佐伯洋子さん、三木草子さん——がリブの資料集を出そうと決心してからも、10年以上の歳月が経ってしまった。ダンボールにぎっしり詰まった当時のビラやパンフレットは、すっかり黄ばんで字もかすれ、いつ誰が発行したのかさえ定かでないものも多かった。そしてなによりも、絶対に必要だけど採算が取れるとはとても思えないこの事業に手を貸そうという出版社など、とても

みつかりそうになかった。正直いって私などは、前々からこの話を聞いていたが、いつかは実現するかもしれない遠い夢のように思っていたのだ。それがなんと、3人の編集者のおそるべき執念と、松香堂の中西豊子さんの「女は度胸」によって、とうとう実現してしまったのだ。

全3巻のこの資料集、私の手許にある第I巻は真紅に紺で♀のマークが鮮やかに浮きあがった表紙（デザイン・ふじ・みっこ）、A4判で400ページというドッシリ重い本である。ここに収められているのは、リブの前史というべき「侵略＝差別と斗うアジア婦人会議」「無名通信」などから始まって、リブが起こった70年～72年の各グループが出たビラやミニコミ、71年のリブ合宿、72年のリブ大会などの関連資料。事実に関する最少限の注やグループの紹介を除いては、なまの資料がびっしりと3段組みで並んでいる。その間に、松本路子さんの手による女たちの写真や、ガリ版で刷られた当時のビラの現物写真がちりばめられている。

それにしても、ほとんど活字ばかりの400ページの本。実際に手にするまでは、とにかく貴重な資料だから、そして彼女たちがあんなにがんばっているんだから……というつきあい気分もいくらかあり、全III巻予約特価3万円も私にとっては大金で、臨時収入があった日にやっと思いきって払ったものだ。でも、実際に本を手にして読みはじめてみると、その小さな活字の中からわき上がってくる熱気に、たちまち圧倒されてしまった。あの時吐き出されたひとつひとつの言葉は、なんといきいきしているのだろう。私自身、その流れの中にいたにもかかわらず、あらためて読みなおしてみると、こんなにも多くの女たちが、こんなさまざまな問題について発言していたのかと驚きを新たにしないわけにはいかない。

ここに集められている女たちの声は決して一色ではない。たとえば、リブ合宿をとってみても、主催グループの呼びかけとともに、参加者からのかなり厳しい批判も収録されており、両方を照らしあわせて見ることによって、いろいろな問題点が浮かびあがってくる。

とにかく、リブの時代を生きた者にとっても、あの時代を知らない者にとっても、女の問題を考えるために、一度は目を通しておくべき貴重な本であり、1万2000円という値段も、雑誌の復刻版などに比べて高いとはいえない。

とはいって、個人の懐具合にはやはり限界がある。この貴重な資料を埋もれさせないためにには、まず、できるだけ多くの公共の施設に備えてもらうことだ。近くの公共図書館や女性センターにリクエストしよう。大学の図書館・研究室での購入を働きかけよう。

現在3人の編集者たちは、93年春の第II巻発行にむけてラストスパートをかけている。まだまだ先の長い苦しい作業へのなによりの応援は、一冊でもこの本を広めることだ。

## 幹事会・事務局より

### ◎幹事会ニュースから

秋期大会2日目の終了後京都精華大学にて幹事会が行われた。

議事内容は以下に示すとおりである。

1. 学会誌編集委員7名（桑原、福井、田中、亀山、西山、中津、猪飼）が確定し編集委員会を12月12日午

後1:00より開き学会誌への原稿募集要項の作成をする予定。

学会雑誌創刊号の会計中間報告が諸橋さんよりなされた。内容は紙面に示すとおり。

2. ニュースレター発送のための入会費は学会事務センターでは高いので節約する方法考えられないか。
3. 秋期大会の反省を関東、関西でそれぞれ行ない以下の点が指摘された。

- (1) シンポジウム企画に際し、人選の熟考が必要である。
- (2) シンポジウムのテーマ、ワークショップ等は単発でなく学会の研究会の継続的活動から出てくることが望まれるので、研究会活動を促進し、助成する方法を考えてゆく。

### 《1月24日幹事会報告》

1. '93年6月大会のシンポジウムテーマとして「夫婦間暴力は許されるか？」（仮題）に決定。DVグループの調査結果を中心に戒能さん、小野さんが世話人に決定。事例研究、国際比較を含める。
2. 6月大会の開催場所は、せたがや女性センター“らぶらす”に決定。月日は6月12日(土)、13日(日)に決定。
3. 6月大会のワークショップ・個人研究発表の申し込みは3月20日〆切とし、申込み先は幹事のヨモサさん。
4. '93年11月以降のシンポジウムテーマとして以下のものが選ばれた。「文学におけるフェミニズム批評」、「ウーマン・リブ研究」、「女性学教育の方法と課題」。
5. 6月大会第2日目にワークショップとして「女性学教育の方法と課題」をもつ。担当は小林、國信。

### ◎会員の動向

## 学会誌創刊号 会計中間報告

1992.11.29 諸橋

学会誌積立金	1,000,000
広 告 料	433,000
	(全17社、ほか1社未入金)
幹事等預り分入金	596,800
	(全18人、ほか未入金者あり)
学会員郵送購入	47,040
	(全23人、送料含む)
新水社売上げ仕払い	636,000
	(@1000円×636冊)
収入合計	2,712,840

事務・編集費用(1)	34,064
事務・編集費用(2)	111,090
事務・編集費用(3)	19,641
編集委員交通費	416,320
新水社立替送料	19,652

新水社製版・印刷料等	1,499,364
表紙デザイン用具代	14,420

支出合計	2,094,899
------	-----------

## 日本女性学会 学会雑誌『女性学』2号 原稿募集要項

### 1. 応募規定

- (1)応募資格：日本女性学会の会員に限る。  
(2)応募原稿の対象：

論文、研究ノート、情報および書評で、未発表のものに限る。

(なお、情報とは、国内外の女性学をめぐる動向を意味する)

- (3)紙数制限（含、注、参考文献リスト、および図表）：

(a)論文………400字×50枚以内。

(b)研究ノート、情報、書評……同5—10枚。

なお、図および表は、1点につき原稿用紙2枚程度と考える。

- (4)原稿締切：1993年8月31日（当日消印有効）

- (5)応募者は、1993年5月31日までに、テーマならびに内容についての概要（1000字前後）を提出する。

- (6)応募原稿に関する問い合わせ、ならびに送付先：

〒206 東京都多摩市連光寺1-22-2-409

TEL/FAX 0423-38-7502

（受付時間 午後9時から11時）

田中かづ子 宛

### 2. 編集方針

- (1)原稿の採否は編集委員会が決定する。  
(2)論文についてはコメントーター制をとる。

(3)編集規定は内規として別に定める。

(後日、ニュースレターでお知らせする)

### 3. 執筆要領

(1)縦書き、横書きいずれでもよい。

(2)原稿はなるべくワープロで書く。

(a)手書きの場合は、原稿用紙400字詰め(20×20)  
を使用する。

(b)ワープロによる場合は、A4用紙に30字、40行で  
印字する。

(c)ワープロによる場合は、フロッピーディスクを提  
出する。

近年、印刷所では営業用のワープロで入力・編集を行い、プリンターで出力して版下を作成するという、電算写植による組版・印刷を行っています。そこで、ワープロを使用されている執筆者の皆様には、原稿の入力されたフロッピーディスクも併せてご提出いただきますようお願いいたします。フロッピーをいただくことにより、印刷所で改めて入力する工程を省くことができ、誤植の減少のみならず、印刷にかかる時間を大幅に短縮することができます。

(3)注、参考・引用文献リストは、論文の末尾にまとめ記述する。

(参考・引用文献の記入ガイドは、投稿者に別途配布する)

(4)図および表は別紙に書き、写真は別紙に貼る(1枚  
1点)。本文原稿の欄外に挿入箇所を指定する。

(5)論文には、英文による表題と、2400字前後(ダブル  
スペースで1枚と1/3程度)の英文要旨をつける。  
(英訳については、相談に応じます。)

(6)応募原稿は3部提出する。(原稿は理由の如何を問  
わぬ返却しない)

### 4. 刊行スケジュール

原稿募集要項発送……………1992年12月下旬

テーマ、概要の提出期限……………1993年5月31日

原稿締切……………同 8月31日

コメント、回覧、推敲、修正など

印刷所に入校……………同 10月

校正原稿の締切……………同 12月

校正原稿の入校……………1994年1月休み明け

印刷完成……………同 4月

発送、広報……………同 5月

### ●学会ニュース50号

1992年春季大会のワークショップ報告「女の働き方を探る」の中で、ワークショップ企画者の田中和子さんの名前が落ちていました。おわびします。田中和子さんのお名前を追加させていただきます。

### ●学会ニュース51号

1991年度決算報告の助成金の項の決算金額

助成金 誤 20,000 → 正 200,000

### ●学会ニュース51号

1992年度予算 収入の部 活動収入ニュース売上の項

金額 誤 150,000 → 正 15,000

雑収入 誤 150,000 → 正 15,000

以上、ケタ数に誤りがありました。ここに修正しあわせ  
び致します。

### 大会個人研究発表・ワークショップ募集

日本女性学会では、大会時の個人研究発表やワークショップをいつでも受け付けています。あなたが考えたこと、まとめたこと、一緒に考えたいこと、運動したいことなど、発表してください。会員ならば、誰でも発表できます。発表希望の方は、幹事までご連絡ください。

日本女性学会、学会ニュースの「会員の著作紹介」欄は自己申告制になっていますので、著書・論文を発表された方は、学会事務センターまたは幹事にご一報ください。なお、当学会は資料の保管場所を持っていないので、著書の寄贈は辞退させていただきます。(これまでの寄贈図書については、昭和女子大女性学センターに寄贈して利用していただいているのでご了承ください)。(秋山)

### フェミニスト雑誌紹介

一名古屋発信のフェミニスト誌「Fifty/Fifty」――

女性2人で編集・出版までしている、社会批評、詩、文学批評、催物紹介、投稿などで構成されているB5版、35頁だて、350円程の隔月刊の雑誌。最近号17号は「フェミニズムは男を救うか」というテーマ。ちなみにバックナンバーでは「鏡の向こうのアジア」、「伝統のなかで軋む女たち」、「老い・アリギリス物語」など。

購読申し込み先：〒461 名古屋市東区東桜1-14-12  
イースタンビル TEL.052-951-1959 FAX.052-953  
-7464 富士都弥子／中島美幸

☆購読者募集中です。(JWK)

### 1993年6月大会テーマ・日程決定

月日：1993年6月12日(土)、13日(日)

場所：せたがや女性センター “らぶらす”

世田谷区北沢2-8-18

シンポジウム：6月12日(土)1:30

テーマ：「夫婦間暴力は許されるか？」(仮題)

★詳しくは次号学会ニュースをご覧下さい。

6月大会6月13日(日)に個人研究発表、ワークショップ希望者は3月20日までに下記にお申し込み下さい。

右衛門佐美佐子：TEL.075-702-6548

FAX.075-702-6223

住所 〒606 京都市左京区高野東開町1-7

高野第二住宅10-302